

目 標

我々、いわき経済同友会会員は、企業経営者の異業種交流活動を通して、三つの目的を達成し、仲間の連帯を深め、地域経済の発展と活性化をはかり、夢と希望に満ちあふれた地域社会づくりをめざします。

SEA IWAKI

7月号／2011年7月1日発行

3つの目的

- 1つ よい会社をつくろう
- 2つ よい経営者になろう
- 3つ よい経営環境をつくろう

6月 第1回例会

テーマ「震災復興に対する労務対応・社会保険等々について」

（株）協創 代表取締役 大和田 宏氏
平成23年6月15日(水) 会場／いわき建設会館

第2回例会

テーマ「震災復興に対する資金調達について」

常陽銀行 平支店 支店長 西野 英文氏
平成23年6月28日(水) 会場／いわき建設会館



テーマ「震災復興に対する労務対応・社会保険等々について」

（株）協創 代表取締役 大和田 宏氏

はじめに

1. 上場企業の来年3月末の決算は？

来年3月決算ということは、今現在やっていることが結果となりますから、この状況下においても利益を上げている企業があります。キーワードは、震災特需、特別損失の軽減、新興国、省エネ、販売強化です。

2. いわきの景気状況は？

いわき市における有効求人倍率は、時系列データを年計で見ると22年3月を底として上向いております。いわき市内3ヶ所のハローワークでも大分数字の違いがありますが震災後はどうか？ 実際は震災特需もあり、あまり下がっておりません。例えば、建設業を比較すると前年比215%と顕著に表れています。

3. 求職者支援と求職者のモチベーションのミスマッチ

求職者支援法が5月成立、10月施行されますが、この法律とは、特定求職者（雇用保険の失業給付を受けられない人）を支援する意味で就職する為に教育を受ける期間1人1ヶ月10万円を支給する。というものですがこれにも、いろいろな問題が出てくるのではと懸念されています。

4. 大震災の教訓 効率主義への警鐘

今までの効率重視の経営理論が、この大震災によって覆されました。TDK上釜社長「経営理論の見直し」日本電産永森社長「モノ造りの仕組みを変える」等

◎中小企業への緊急支援

復旧設備資金のための調達

「東日本大震災復興特別貸付」「東日本大震災復興緊急保証」「事業用施設の復旧支援事業」「空き店舗空き工場等事業再開支援事業」「工場・店舗等再生支援事業」「産業復興支援事業」

資金繰り支援

金融庁からの金融機関への要請
福島県「震災対策特別資金」
福島県「ふくしま復興特別資金」
いわき市「中小企業融資制度」

詳しくは次の例会にて勉強します。

○雇用支援

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）
=売り上げがダウンしたとき休業手当の8割助成

雇用保険特例給付

=休業で無収入なら退職したとみなして失業給付

特定求職者雇用開発助成金

=被災地の人を5月2日以降の採用すると90万円
(パートは60万円)

3年以内既卒者採用拡大奨励金

=3年以内既卒者採用した場合120万円支給

○その他の支援

税 制「震災特例法」

所得税は雑損控除として5年間認めます。

法人税は棚卸資産として認めます。

社会保険料等「震災財政法」

社会保険料、労働保険料等免除をする。

災害弔意金法

これは個人に対してですが、家計を支えていた人が亡くなった場合は500万円、扶養者には250万円が支払われます。いわき市は保健福祉課へ

まとめ

—非常事態の教訓—

今まで正しいとされてきた経営理論が見直されています。サプライチェーンのマヒ（物流供給のマヒ）「工場の集中」「取引業者を絞る」「在庫を極限まで持たない」という効率優先の経営論から、「工場の分散」「取引業者を多くする」「ある程度の在庫を持つ」ということを見直さなければならないということを震災は教えてくれたと言えます。

また、このような非常時に必要とされるのは「ワ

ンマン経営」で、即断即決、スピード、前例にとらわれないトップダウンの決断が非常時には大切なであり、民主的経営は誤りなのです。

—いわきの景況について—

震災により、日本経済は大きなダメージを受けている状況下であっても、建設業は震災特需ということもあり好調であり、また、節電対策から省エネ製品の売れ行きが好調であります。このようなときにも業績を伸ばしている会社があります。

いわきにおいても、失業率ではなく有効求人倍率という点から観ると、冒頭でも言いましたが平成22年の3月を底にして上向きであるといえます。

そして震災後も、有効求人倍率は下がっておりませんし、景気も上向きであるといえます。

最後に 震災からの教訓

1. 非常にこそワンマン経営

即断即決、スピード、前例無視

2. この非常に政争にうつつを抜かすな

3. 期間限定で挙国一致内閣を



左から寺主代表幹事、松尾幸治さん(6月25日生)、阿部晴康さん(5月2日生)、竹下康照さん(6月19日生)

新入会員紹介

しもくぼ つぎふみ
下窪嗣文



関彰商事(株)
ビジネスエネルギーグループリーダー^{業種}
石油製品販売業
生年月日 / 1964年9月27日
会社所在地 〒970-8026
いわき市平字正内町61

第2回例会



震災復興に対する資金調達について

常陽銀行平支店 支店長 西野英文氏

只今、ご紹介に預りました常陽銀行の西野でございます。

昨年7月に転勤して参りまして、丁度一年になります。いわきは“東北の湘南”と呼ばれ夏は涼しく、冬は暖かく、魚は旨いということで、参りましたが、何故か去年夏は暑く、冬は雪も降って寒く、そしてあの震災です。今まで経験できなかつたことを当地でさせて頂きました。

本日は震災復興の資金調達について、金融機関の立場からお話ししたいと思います。

1. 被災企業に対する基本的な考え方

私ども金融機関が、この震災で被災された方々に融資をする時の考え方、またどのような判断をするのかについてお話しします。

被災された企業に対しての金融機関の支援は、定性面、定量面の双方の判断から新規融資並びに既存の借入の条件変更について判断を行います。

○定性面

(1) 経営者の考え方

- 被災に対する認識
- 震災後の事業再開に対する意欲
- 自分の企業に対する責任感
- 経営者がもっている資産の背景

上場企業のような大企業はともかく、中小企業の皆さんの場合、財務面の内容より経営者の人となりが、融資の判断基準になることがあります。

(2) 事業基盤の変動

今回の震災において、人的資源（人材、技術力）、設備資源（生産拠点、営業拠点の維持）

震災後も復旧が可能なのか？販売先、仕入れ先、取引先金融機関等々大きな変動があるか。

(3) 地域基盤の変動

今回の震災によって津波、放射能災害等除去することが困難な地域、再生阻害要因を抱えているかどうか。

○定量面

(1) 企業の財務の既存度

震災によって資産の劣化の程度、金融機関から見て不良資産となるものがあるかどうか。

(2) 収益力の把握と見通し

事業基盤変動によって今後の真の収益力の見通し。設備資源の復旧後の生産能力、売上、利益の確保。

(3) 今後の資金収支の把握と見通し

これら定性面3つ定量面3つの計6つのポイントが被災された企業の皆さんに対する支援の判断基準です。

このような時、迅速な対応、迅速な方針決定が重要ですので経営者の方と直接お話しをして、アドバイスをしながら再建にご協力していくことが、金融機関の使命と思います。

2. 資金調達について

① 条件変更

既存の借入の条件変更する考えで、返済金額の減額、返済期間の延長。これは、金融機関から見ると、債権の劣化となりますので、通常はなかなか変更の受け入れはしませんが、今回の震災のような緊急事態では見通しが立つまで一時的に対応しています。但し、将来的にどのようにするか？については今後厳しく問われます。平成21年12月金融円滑化法の導入によって条件変更が行われてきました。この法律の趣旨は、資金繰りに困るお客様の借入条件の変更を単純に緩和することではなく、条件を変更して、期間内に

お客様と一緒に経営改善に取組みなさいということで、申し出があった場合は対応していますが、皆さんには以下の3点をよくご検討下さい。

○会社の現状認識

○今後の見通し（将来の企業像）

○資金繰り（“入金”“出金”的把握、既存の借入の返済額）

ここで注意点として、複数の金融機関と取引をしている場合メイン銀行を中心に会社全体の収支を考慮し条件変更をしてください。一つの銀行だけの変更はできません。また、変更した場合、新しい資金が借りられるか？通常新しいマネーの調達はしづらい。但し、今回の震災のような特殊な場合は、新規の資金を出す場合があります。

条件変更する場合、金融機関から“3年計画、5年計画を出して下さい”といわれることがあります。この計画がありますと、条件変更貸出金は、金融機関が金融庁から資産査定される時に要管理債権には入れないことになっていますので、お客様にとっては次のニューマネーの調達を金融機関から得やすいのです。

② ニューマネーの調達

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」 震災対策特別資金

地震により、事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、新たに「震災対策特別資金」を創設しました。

この資金は、従来の緊急経済対策資金(自然災害対応)を利用した場合と比べて、金利を最大0.7%、保証料率を0.3%低く抑え、よりご利用いただきやすい制度としてありますので、ぜひご活用ください。

- 対象者 東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者（市町村長の罹災証明を受けられる方（やむを得ない場合は事後提出も可）は、災害関係保証を併用できます。）
- 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 融資利率・固定 年1.5%以内（直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方（やむを得ない場合は事後提出も可）で災害関係保証を併用した場合）

・固定 年1.7%以内（上記以外で間接被害等を受けた場合）

- 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

・直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方（やむを得ない場合は事後提出も可）で災害関係保証を併用した場合

年0.5%（責任共有制度対象外で100%保証）・上記以外で間接被害等を受けた場合年0.05%～1.05%

（平均0.55%。責任共有制度対象）

- 担保審査により必要になる場合があります。

■ 保証人 法人1名以上、個人 必要により
(原則第三者保証人は不要)

- 取扱期間 平成23年3月25日から

■ 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

<詳しい問い合わせ先> 県庁 商工労働部 金融課
(コラッセふくしま[福島市三河南町1-20] 2階に移転しています)
電話 024-521-7291

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」 ふくしま復興特別資金

東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、「震災対策特別資金」に加え、国の東日本大震災復興緊急保証を活用した「ふくしま復興特別資金」を創設しました。この資金は、融資後3年間は県が利子補給を行うことにより実質無利子となりますので、ぜひご活用ください。なおご利用の際は、まずは最寄りの県内金融機関にご相談下さい。

- 対象者 県内に事業所を有し、以下の要件を満たす中小企業者
ア 平成23年6月1日から、直接被害を受けた中小企業者の方に加え、福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害等により間接被害を受けている中小企業者の方もご利用可能となりましたので、是非ご活用ください。
- 対象者 東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受けており、信用保証協会の「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の承諾を得られた中小企業者。
- ① 地震、津波等で直接被害を受けた中小企業者(り災証明書が必要)
- ② 原発災害の警戒区域等内に事業所がある中小企業者(被災証明書が必要)
- ③ 震災の影響で業況が悪化している中小企業者(市町村長の認定書が必要)
 - (イ) 震災後の3ヶ月の売上高が前年同期比で10%以上減少している中小企業者。
 - (ロ) 震災後の最近1ヶ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。
- 融資限度 事業再生資金 3,000万円
(従来の「いわき市中小企業融資制度」の限度額とは別枠)
- 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 融資利率 固定 年1.5%以内
- 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
- 年0.5%(責任共有制度対象外で100%保証)
- 担保審査により必要になる場合があります。
- 保証人法人1名以上、個人必要により(原則第三者保証人は不要)
- 取扱期間 平成23年6月1日から
- 申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)
- ※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

<詳しい問い合わせ先> 県庁 商工労働部 金融課
(コラッセふくしま[福島市三河南町1-20] 2階に移転しています)
電話 024-521-7291

福島県 商工労働部からのお知らせ 中小企業等復旧・復興支援事業

「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力事故」により被害を受けた県内中小企業者等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助する制度です。

- 受付期間 平成23年6月から7月29日
- 対象者 ① 東日本大震災により工場・店舗等が「半壊以上の被害を受けた中小企業者等(産業復興支援事業のみ「全壊」の被害を受けた中小企業者等)」
② 原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業者等
- 補助内容
 - ① 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業
 - ② T.場・店舗等再生支援事業
 - ③ 産業復興支援事業(全壊)

<詳しい問い合わせ先> 県庁 商工労働部

電話 024-521-7280(企業立地課)
024-521-7299(商業まちづくり課)
024-521-7270(商工総務)

このようにいろいろな支援金がありますのでご利用願いたいと思います。但し、震災前の高い金利の借入金の返済を、これらの資金での返済はできませんのでご注意下さい。

○二重ローン対策案

政府・民主党・自民党・公明党共に政策提案はあります、まだ指針決定がされていないので金融機関としても決定待ちの状態です。

いわき市中小企業融資制度 (災害対策特別資金)

「東日本大震災」により、事業活動に影響を受けた中小企業者を金融面から支援するため、「いわき市中小企業融資制度」の中に「災害対策特別資金」を平成23年4月1日に創設したところです。従来は建物の損壊など直接被害を受けた中小企業者の方を対象としておりましたが、平成23年6月1日から、直接被害を受けた中小企業者の方に加え、福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害等により間接被害を受けている中小企業者の方もご利用可能となりましたので、是非ご活用ください。

- 対象者 東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受けており、信用保証協会の「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の承諾を得られた中小企業者。
- ① 地震、津波等で直接被害を受けた中小企業者(り災証明書が必要)
- ② 原発災害の警戒区域等内に事業所がある中小企業者(被災証明書が必要)
- ③ 震災の影響で業況が悪化している中小企業者(市町村長の認定書が必要)
 - (イ) 震災後の3ヶ月の売上高が前年同期比で10%以上減少している中小企業者。
 - (ロ) 震災後の最近1ヶ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。
- 融資限度 事業再生資金 3,000万円
(従来の「いわき市中小企業融資制度」の限度額とは別枠)
- 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 融資利率 固定 年1.5%以内
- 保証料率 年0.7%(市が全額補助)
- 担保 必要に応じて徴収
- 保証人 原則として第三者保証人は不要
- 取扱期間 平成23年6月1日から平成24年3月31日まで
- 申込み先 市内の金融機関
- ※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

<詳しい問い合わせ先> 融資相談窓口 市文化センター2階
電話 0246-21-4115
又は取扱い金融機関

3 金融機関との取引について

私ども地域金融機関は、地元密着、地域の発展に貢献する為、円滑な金融機能を発揮し、皆様と共に成長するベストパートナー銀行を目指すことがあるべき姿と考えます。

当常陽銀行においてもこの4月に『本年度から3年間の中期経営計画』を策定しましたが、震災後の地域の復興支援を最大の目標として活動して行くとあり、相互の信頼関係を築き長く太くお取引をさせて頂くことが金融機関の役割と考えます。

最後に、皆様の立場で銀行と取引するには、

- ① **取引銀行は1行ではなく複数行(2~3行)と**
大きな投資、事業転換、事業業態の悪化等の場合1行だけでは、その銀行の対応如何で会社の行く末が決まってしまう。
- ② **どんな銀行を選べば良いか**
営業している地盤、これから先営業拡大していくとする地盤に強い銀行を選ぶ。
- ③ **銀行の担当者に試しに質問をしてみる**
迅速な回答が得られるか?
- ④ **目先の話に安易に飛びつかない**
景気低迷の折、どうしても金利だけでお客様の取り合いになるが、他のサービスを考慮し付き合う。
- ⑤ **金融機関に隠し事をしない**
これらは私の皆さんへのアドバイスです。
この地域においては、これからが本番。地域金融機関として一行ではできないときは、他の金融機関と共に力を貸し致しますので、何なりとご相談下さい。
今後ともよろしくお願ひいたします。